

## 引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金の増収分については、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費、その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てることとされています。当町においては50,645千円が増収分として交付され、この引き上げ分の増収分は下記のとおり社会保障施策に要する経費に充当しています。

（単位：千円）

経費区分		主な事業	決算額 (対象経費)	特定財源 (国県支出金 等)	一般財源	一般財源のうち 引き上げ分の地方消費税 充当額
款	項					
民生費	社会福祉費	障害者福祉・老人福祉・乳幼児医療などの社会福祉に関する事業	152,744	106,081	46,663	20,212
	児童福祉費	児童手当の支給・保育園の運営などの児童福祉に関する事業	150,072	106,996	43,076	18,658
衛生費	保健衛生費	がん検診・予防接種・母子保健などの保健衛生に関する事業	30,273	3,090	27,183	11,775
合 計			333,089	216,167	116,922	50,645

※特定財源とは国や県から使い道が決められて交付される補助金やサービス利用者からの負担金です。

決算額からこの特定財源を差し引いた残りが一般財源となります。この一般財源に増収分の地方消費税交付金をすべて充当しています。

なお、増額分の地方消費税交付金のそれぞれの額は経費区分の「項」ごとに一般財源の比率によって50,645千円を按分したものです。

【平成27年度】

経費区分		主な事業	決算額 (対象経費)	特定財源 (国県支出金等)	一般財源	一般財源のうち引き上げ分 の地方消費税充当額
款	項					
民生費	社会福祉費	障害者福祉・老人福祉・乳幼児医療などの社会福祉に関する事業	125,969	90,194	35,775	15,197
	児童福祉費	児童手当の支給・保育園の運営などの児童福祉に関する事業	160,402	97,286	63,116	26,844
衛生費	保健衛生費	がん検診・予防接種・母子保健などの保健衛生に関する事業	27,094	3,074	24,020	10,184
合 計			313,465	190,554	122,911	52,225

【平成28年度】

経費区分		主な事業	決算額 (対象経費)	特定財源 (国県支出金等)	一般財源	一般財源のうち引き上げ分 の地方消費税充当額
款	項					
民生費	社会福祉費	障害者福祉・老人福祉・乳幼児医療などの社会福祉に関する事業	138,506	98,295	40,211	12,921
	児童福祉費	児童手当の支給・保育園の運営などの児童福祉に関する事業	165,749	90,239	75,510	24,458
衛生費	保健衛生費	がん検診・予防接種・母子保健などの保健衛生に関する事業	30,800	2,881	27,919	8,768
合 計			335,055	191,415	143,640	46,147

【平成29年度】

経費区分		主な事業	決算額 (対象経費)	特定財源 (国県支出金等)	一般財源	一般財源のうち引き上げ分 の地方消費税充当額
款	項					
民生費	社会福祉費	障害者福祉・老人福祉・乳幼児医療などの社会福祉に関する事業	147,624	95,190	52,434	20,158
	児童福祉費	児童手当の支給・保育園の運営などの児童福祉に関する事業	147,555	108,496	39,059	15,016
衛生費	保健衛生費	がん検診・予防接種・母子保健などの保健衛生に関する事業	31,428	4,020	27,408	10,536
合 計			326,607	207,706	118,901	45,710

【平成30年度】

経費区分		主な事業	決算額 (対象経費)	特定財源 (国県支出金等)	一般財源	一般財源のうち引き上げ分 の地方消費税充当額
款	項					
民生費	社会福祉費	障害者福祉・老人福祉・乳幼児医療などの社会福祉に関する事業	152,744	106,081	46,663	20,212
	児童福祉費	児童手当の支給・保育園の運営などの児童福祉に関する事業	150,072	106,996	43,076	18,658
衛生費	保健衛生費	がん検診・予防接種・母子保健などの保健衛生に関する事業	30,273	3,090	27,183	11,775
合 計			333,089	216,167	116,922	50,645